

道路除雪作業に ご理解とご協力をお願いします

町では、630路線・約551kmの道路交通を確保するため除雪作業を実施します。天候の状況などにより、すぐに除雪できない場合がありますが、除雪作業を効率的・効果的に進めるため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

出動基準

※地区ごとの除雪委託業者は中標津町ホームページに掲載しています。

連続した降雪でおおむね10cm以上積もった際に出動しますが、市街地については交通混雑と安全確保のため日中の除雪や大雪警報・暴風雪警報などが発表されているときは、作業の安全が確保できないため除雪作業を見合わせることがあります（除雪作業は休日・祝日に関係なく行なっています）。

町道すべての除雪を行なうには6時間～8時間かかります。通勤や通学の時間までに除雪を終えるよう努力していますが、除雪開始の時間は気象予報とパトロールをもとに判断しているため降雪の時間帯や大雪、暴風雪などによりやむを得ず遅れる場合があることをご理解ください。

除雪に関するお願い

車道や歩道へ雪を出さないでください

雪を道路に出すと車道が狭くなり、通行の支障になります。

また、歩道に雪を出すと通学する児童生徒が車道を歩くことになるため大変危険です。

道路から家庭までの除雪にご協力ください

除雪作業は限られた時間で広範囲を行うため、雪を両側にかき分ける作業となり取り除くことはできません。除雪した雪が家の出入口をふさいでしまうことがあります、玄関前などは各家庭での除雪にご協力をお願いします。

道路や歩道には物を置かないでください

道路や歩道にごみ箱などを置くと、除雪や通行の支障になるのでやめましょう。

深夜・早朝の除雪作業にご理解ください

除雪作業は、朝の通勤・通学路を確保するため深夜から早朝の限られた時間で作業を行うので、作業中の騒音・振動などでご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪に支障をきたすばかりでなく、救急車や消防車などの緊急車両が通れなくなる場合もありますので絶対にやめましょう。



除雪作業中は危険です

作業中の除雪車に近づくことは大変危険です。お子さんのいる家庭では日頃から除雪車に近づかないことを徹底していただきますようお願いします。

自分の敷地以外に雪を捨てないでください

歩道や道路、河川はもちろんですが、自己所有地以外の敷地に雪を捨てるトラブルとなることがあります。自分の敷地以外に雪は捨てずに指定の雪捨て場をご利用ください。

毎年、道路わきの雪で車道が狭くなり自動車の交差ができないなどの苦情が寄せられています。

降雪量にもよりますが、道路除雪はできるだけ車線を確保しながら作業を行なっています。

しかし、一部では道路を除雪した後に、車道や歩道に付近の雪を大量に積み上げ通行の支障となっている所が見られます。

このような行為は道路法や道路交通法で禁止行為として罰則規定（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）が設けられています。

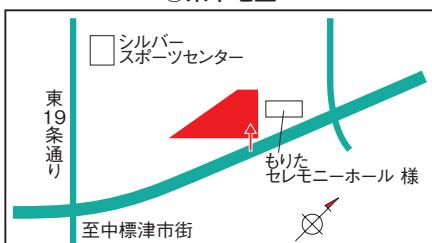
一人ひとりがマナーを守り冬の暮らしを安全・快適に過ごしましょう。

雪捨て場のご案内

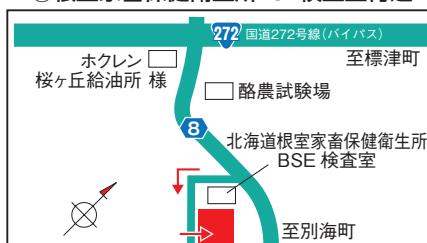
町では、雪捨て場を3か所指定していますので、ご利用ください。

雪捨て場の利用時間は6時～18時（土日祝日含む毎日）です。利用時間外は原則利用できません。なお、下図③は閉鎖期間がありませんが、下図①12月30日～1月2日、下図②は1月3日～6日の期間閉鎖します。

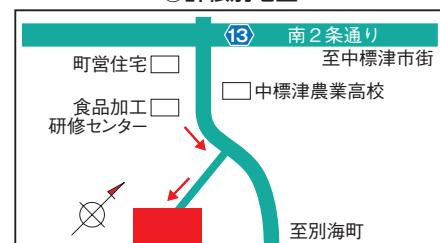
①東中地区



②根室家畜保健衛生所BSE検査室付近



③計根別地区



雪捨て場利用時のお願い

- 利用マナーを守り周辺住民の迷惑とならないようにお願いします。
- 場内は徐行運転で、歩行者や車両にご注意ください。
- 雪と一緒に、ごみを捨てないでください。

町道の除雪に関するお問い合わせは、管理課 管理係（直通番号74-0930）まで。

釧路建設管理部中標津出張所からのお知らせ

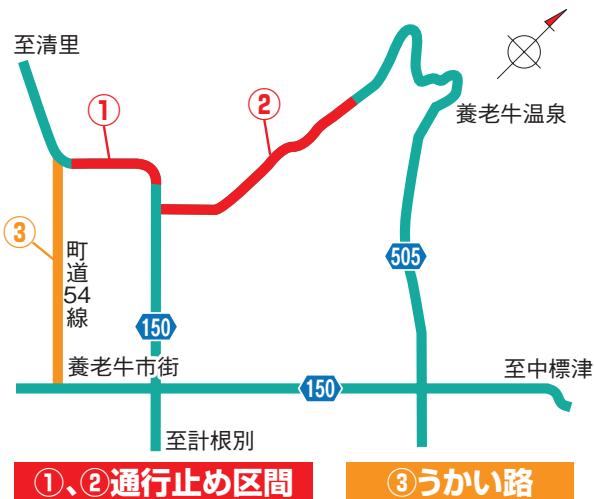
冬期通行止めについて

次のとおり冬期通行止めを行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

- (1) 主要道道摩周湖中標津線の北30号（下図①）
一般道道養老計根別（停）線（下図②）

通行止め期間：令和7年12月19日午前10時～
令和8年4月3日午前10時

なお、町道54線道路（下図③）が（下図①）
のうかい路となります。



- (2) 主要道道中標津空港線の階段（下図④）

通行止め期間：令和7年11月1日午前10時～
令和8年4月11日午前10時

なお、積雪状況により期間が変更になる場合が
あります。



通行止めのバリケードについて

道路が暴風雪などによる視程障害や吹きだまりにより、通行が危険な場合、通行が危険と予想される場合、通行止めの規制を行い、進入禁止のバリケードを設置します。

規制区間から脱出するためなど、やむを得ずバリケードを移動させてしまった場合は、速やかに元の位置に戻すようお願いします。

除雪に関するご理解とご協力について

冬季の交通安全確保のために、降雪や積雪状況などに応じて適切に実施していきます。北海道財政は危機的な状況に変わりなく、限られた予算のなかでの、より一層の効率化・効果的な除排雪作業に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

路上駐車は
ご遠慮ください



道路へ雪を
出さないでください



自宅の出入り口に
雪が残る場合があります。



道路情報提供システム
(国土交通省)
二次元バーコード▶



道道の除雪に関するお問い合わせは、釧路建設管理部 中標津出張所 72-3213まで。

釧路建設管理部ホームページでは、冬期間の未除雪区間を公表しています。

なお、通行規制などの情報は

国土交通省北海道開発局『北海道地区道路情報』のホームページをご覧ください。（二次元バーコード参照）